

第 11 期上松町分別収集計画

令和 7 年 8 月

～ 目 次 ～

1	計画策定の定義	・・・ 1
2	基本的方向	・・・ 1
3	計画期間	・・・ 1
4	対象品目	・・・ 2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	・・・ 2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項	・・・ 2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物に係る分別の区分	・・・ 4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	・・・ 5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務政令で定める物の量の見込み算定方法	・・・ 6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	・・・ 6
11	分別収集の用に供する施設整備に関する事項	・・・ 6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	・・・ 7

上松町分別収集計画

1 計画策定の意義

上松町は、長野県の南西部に位置し、北は木曾町、南は大桑村に隣接している。赤沢自然休養林をはじめとする豊富な緑や森林を有し、それを活用しながら、町民の暮らしや経済の活性化を図り、悠久の歴史を刻み文化を育んできた。

上松町のごみの排出量は全体として減少傾向にある。これは日本全体が人口減少社会に突入したことと相関関係にあるため、今後も人口減少に伴いごみ排出量の減少傾向が続き、徐々に排出量は減少すると見込まれる。一方で日本国内の最終処分場の残余容量がひっ迫している状況から、引き続きごみ排出量の削減が求められている。

ごみを減らし、快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

本計画は、「ごみの減量」と「循環型社会の形成」という2つの観点のもと、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、ごみ減量化の具体的な方策を明らかにするとともに、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、令和4年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、ごみの減量、廃棄物処理施設の延命化、温暖化効果ガスの削減、資源の有効利用等の効果が期待され、これを以て循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

上松町で排出されるごみの処理については、上松町廃棄物処理基本計画及び木曾広域連合廃棄物処理基本計画に則って木曾広域連合と連携・協調して実施する。

また、木曾広域連合を構成する郡内町村及び当該連合と連携・協調し、円滑なごみ処理を図る。ごみの排出量の抑制、資源化の推進に関する取り組みについても同様の体制で推進を図る。

本計画を実施するにあたり、次により基本方向を示す。

- (1) ごみの排出量を抑制し、リサイクルを主とした地域社会づくりを目指す。
- (2) 全ての関係者が一体となった取組みにより、環境負荷の低減を図る。
- (3) 実施にあたっては、木曾広域連合と協調し、排出段階における分別の徹底と収集及び運搬を行うものとする。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：t

区分／年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	309.2	302.0	294.8	287.6	280.4
製品プラスチック	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら進める。

（1）啓発活動の充実

インターネット（ホームページ・SNS）、町の発行する広報等を活用し、ごみの排出抑制・分別排出（ごみの適切な出し方）などの普及に関する啓発活動を積極的に進める。

（2）集団回収の推進

地域住民による集団回収の取組みを推進し、廃棄物排出ステーション等の整備を支援していく。

（3）過剰包装の抑制、

商品を販売するために行う包装の在り方を見直し、包装の簡素化を促進する。

（4）買い物袋（マイバック）持参の徹底、啓発

レジ袋の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の啓発、指導を行う。

（5）集団回収を促進する施設の整備

町内に設置した「こまくさリサイクルセンター」について、障害者就労支援施設「こ

まくさワークセンター」と協働で運営を行う。住民が定められた収集日以外の日時であっても常時持込みをすることが出来る環境を整備し、これを維持することで分別収集を支援する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	金物類
主として ガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器 	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものは除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック・段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタート（PET）製の容器であって飲料または醤油等を充填するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2条第4号）

単位:t

区分／年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	8.0		7.8		7.6		7.4		7.2	
主としてアルミニウム製の容器包装	7.1		6.9		6.7		6.5		6.3	
無色のガラス製容器	9.6		9.4		9.2		9.0		8.8	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
茶色のガラス容器	7.6		7.4		7.2		7.0		6.8	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
その他のガラス製容器	5.8		5.7		5.6		5.5		5.4	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
主として紙製の容器の包装であって飲料を充填するためのもの	1.2		1.2		1.2		1.2		1.2	
主として段ボール製の容器包装	74.3		72.6		70.9		69.2		67.5	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	1.4		1.4		1.4		1.4		1.4	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であって飲料または醤油を充填するためのもの	10.9		10.6		10.3		10.1		9.8	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	20.5		20.1		19.7		19.3		18.9	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
うち白色トレイ	1.7		1.7		1.7		1.7		1.7	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	5.1		5.0		4.9		4.8		4.7	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務政令で定める物の量の見込み算定方法

特定分別基準適合物ごとの量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務政令で定める物の量の見込み＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率
また、人口変動率は、住民基本台帳を基にした数値を用いた。

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
推計人口	3,786人	3,699人	3,612人	3,524人	3,437人
対前年比	97.7%	97.7%	97.6%	97.6%	97.5%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の分別収集実施にあり、収集・運搬業務は現行の体制でおこない、中間処理については、木曾広域連合で行うものとする。収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者については下表のとおりである。

容器包装廃棄物の種類	収集分別区分	収集運搬段階	選別保管等段階
スチール	金物類	委託業者による指定日回収	委託業者
アルミニウム			
無色ガラス	無色ガラスびん	委託業者による指定日回収	隣接町村共同
茶色ガラス	茶色ガラスびん		
その他ガラス	その他ガラスびん		
紙パック	紙パック	委託業者による指定日回収	委託業者
段ボール	段ボール		
紙製容器包装	紙製容器包装	委託業者による指定日回収	委託業者
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日回収	委託業者
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器	委託業者による指定日回収	委託業者
製品プラスチック	製品プラスチック	拠点回収	委託業者

11 分別収集の用に供する施設整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

ガラスびん・ペットボトルの現況は、平成11年4月よりガラスびん・ペットボトルを隣接する3町村（上松町・南木曾町・大桑村）で分別収集を始め、木曾広域連合の旧南部クリーンセンター敷地内にストックヤードを設置し、それぞれ町村で収集したものをガラスびんは色別のコンテナに入れ、ペットボトルは袋に入れ保管し、独自のルートで中間処理業者に処理を委託している。現有施設ではガラス製容器のストックヤードが屋外のため屋根等の施設整備を図らなければならない。

段ボール、紙製容器包装についても、分別収集を行い、独自のルートで中間処理業者に処理を委託している。

今後は木曾広域連合との連携を図りながら、木曾広域連合が総合的なりサイクルセンターとして木曾クリーンセンター内に設置した「リサイクルストックヤード」を活用して製品プラスチックの拠点回収を実施するとともに更なる施設整備を図るものとする。

施設整備の検討を行っていく分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール	缶類	指定袋	2t ダンプ車	委託業者による選別・圧縮
	アルミニウム				
ガラス	無色ガラス	びん類	プラスチック コンテナ	2t ダンプ車	ストックヤード
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	紙パック	袋又は縛る	2t ダンプ車	ストックヤード
	段ボール	紙類	縛る	パッカー車	
	紙製容器包装		縛る	パッカー車	
プラスチック	PETボトル	PETボトル	網ネット	2t ダンプ車	ストックヤード
	プラスチック 製容器包装	白色トレイ等	網ネット	2t ダンプ車	ストックヤード
		製品プラスチック	プラスチック	指定袋	2t ダンプ車
コンテナ	拠点回収				

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- (1) 分別収集の推進を図るうえで必要とされる事項
地球環境問題、廃棄物循環型社会形成の必要性について啓発活動を推進する。
- (2) 分別収集を進めるために必要と考えられる事項
分別収集ステーションの確保と整備を図る。
- (3) 集団回収を促進するために必要と考えられる事項
 - イ) 住民団体等による集団回収を促進するための助成・情報提供を行う。
 - ロ) 利便性に配慮したリサイクルストックヤードを整備し、集団回収を促す環境づくりに努める。
- (4) ごみ減量化・リサイクル活動を促進するために必要と考えられる事項
ごみ減量化・リサイクル活動を推進するために町民への情報提供を行う